

付帯メニュー定義書
【電気・ガスセット割】

令和2年3月10日

株式会社ヒナタオエナジー

目次

1	実施期日	3
2	定義.....	3
3	適用条件	3
4	割引内容	3
5	日割計算時の取扱い	3
6	適用期間	4
7	適用廃止	4
8	電気・ガスセット割の定義書の変更および廃止	5

付帯メニュー定義書【電気・ガスセット割】（以下「電気・ガスセット割の定義書」といいます。）は、当社の電気とガスの両方をご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

電気・ガスセット割の定義書は、令和2年3月10日より実施します。

2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、電気・ガスセット割の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、電気・ガスセット割の定義書で定める付帯メニュー（以下「電気・ガスセット割」といいます。）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり、かつ、当社のガス基本約款にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。
- (2) お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、ガス基本約款3（用語の定義）（27）によるものとします。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、各付帯メニュー定義書4（プラン内容）（1）で定める割引に関わらず、電気需給約款17（電気料金の計算）で定める、基本料金（税込）及び電力量料金（税込）の合計より、2.5%分（割引金額の最小単位は、1円とし、その端数は切り捨てます）を割り引きます。

5 日割計算時の取扱い

電気需給約款 18（日割計算）（1）①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、4（割引内容）に定める割引を適用するものとします。

6 適用期間

- (1) 電気・ガスセット割の割引適用開始日は、以下の通りとします。
 - ① お客さまが、当社の電気とガスを同時にお申し込み頂いた場合は、電気・ガスセット割の割引の適用開始日は、原則として、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
 - ② お客さまが、電気の需給を開始した後に、ガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
 - ③ お客さまが、ガスの需給を開始した後に、電気の使用を開始した場合は、電気の使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) 電気・ガスセット割の適用期間は、（1）に定める適用開始日から、7（適用廃止）で定める適用廃止日までとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、電気・ガスセット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）または 32（当社からの電気需給契約の解約）による解約日の直前の電気の計量日
- (2) ガスの契約を解約する場合
ガス基本約款 10（ガス需給契約の解約）による解約日の直前の電気の計量日
- (3) 電気とガスの契約を同時に解約される場合
電気、ガスいずれか一方の解約手続きが完了した解約日（先に到来する解約日とします）の直前の電気の計量日。
- (4) 上記以外の事由による場合
当該事由発生日の直前の電気の計量日

8 電気・ガスセット割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、電気・ガスセット割の定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、電気・ガスセット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 電気・ガスセット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。